



2024年7月1日

各 位

会 社 名 N I S S O ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員兼CEO 清水 竜一
(コード番号：9332 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員兼CFO兼グループ企画本部長
早川 直規
(T E L . 0 4 5 - 5 1 4 - 4 3 2 3)

(開示事項の変更) 従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入の 内容変更のお知らせ

当社は、2023年12月18日に公表いたしました「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」について、変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、下記記載の従業員持株会向け株式の割当てにつきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 変更の理由

当社は、2023年12月18日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の導入について決議いたしましたが、譲渡制限期間を付さないことにより、従業員に対する制度理解が一層促進され、従業員持株会の加入促進に繋がると判断いたしました。よって、株式インセンティブ制度に譲渡制限期間を付さない従業員持株会向け株式インセンティブ制度（以下「本スキーム」といいます。）へ変更することを本日開催の取締役会で決議いたしました。

2. 変更の内容

変更箇所は、下線を付しております。

1. 本制度の導入目的

【変更前】

本制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、当社がグループ従業員に対して、N I S S O ホールディングス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出するものであります。これにより、当社グループ従業員への福利厚生~~の拡充策~~として財産形成の一助とすることに加え、当社グループ従業員が、株主の皆さまとの価値共有を進めるとともに経営への参画意識を高めること、更には従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的とし、導入いたします。

【変更後】

本スキームは、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、当社がグループ従業員に対して、N I S S O ホールディングス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて当社普通株式を取得する機会を創出するものであります。これにより、当社グループ従業員への福利厚生~~の拡充策~~として財産形成の一助とすることに加え、当社グループ従業員が、株主の皆さまとの価値共有を進めるとともに経営への参画意識を高めること、更には従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的とし、導入いたします。

2. 本制度の概要

【変更前】

本制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、当社グループ従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、本制度への同意を条件とし、当社グループ会社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

今後、当社の取締役会において本制度に係る具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

【変更後】

本スキームは、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、当社グループ従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、本スキームへの同意を条件とし、当社グループ会社から株式付与のための特別奨励金として、金銭（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して払込むことにより、対象従業員は本持株会を通じて当社普通株式の処分を受けることとなります。

以 上